

令和6年

第1回市議会定例会 議案第71号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和44年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「100分の47」を「100分の46」に改め、同項第2号中「100分の33」を「100分の34」に改める。

第13条の6の5第1項第1号中「100分の47」を「100分の46」に改め、同項第2号中「100分の33」を「100分の34」に改める。

第13条の6の10中「22万円」を「24万円」に改める。

第13条の10第1項第1号中「100分の47」を「100分の46」に改め、同項第2号中「100分の33」を「100分の34」に改める。

第19条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第2項中「22万円」を「24万円」に改める。

第19条の4第2項および第5項中「22万円」を「24万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項、第13条の6の5第1項、第13条の6の10、第13条の10第1項、第19条第1項および第2項ならびに第19条の4第2項および第5項の規定は、令和6年度以後の年度

分の保険料について適用し，令和5年度分までの保険料については，
なお従前の例による。

（提案理由）

保険料の所得割等の賦課割合および後期高齢者支援金等賦課限度額を
改定し，ならびに国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の減額
に関する基準を改めるため